

会 議 録

会議名 (附属機関等名)	第2回川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会		
事務局(担当課)	市民環境部 文化・観光・スポーツ課 (内線:2522)		
開催日時	平成30年10月19日 午後7時50分から		
開催場所	川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	中川 幾郎 委員長、安本 秀彦 副委員長、作田 郁代 委員 伊達 光子 委員	
	事務局	川西市市民環境部長 石田 有司、同副部長 阪上 哲生 文化・観光・スポーツ課長 西川 明宏、同課長補佐 西村 弘行 同副主幹 井関 大悟	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開 会 2. 議事 (1) 採点結果の報告について (2) 川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人等の選定に係る答申(案)について 3. 市長への答申 4. その他 5. 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

発信者	発言内容
司会	<p>ただいまから第2回川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日の予定ですが、まず事務局より採点結果を報告させていただき、指定管理者候補法人等の選定に伴います答申案について協議をいただき、その後、市長への答申をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日の委員会は出席4名で、委員全員が出席されておりますので、「川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会規則第6条第2項」の規定により、この会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、本日の会議の進行を中川委員長様、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、次第にのっとり進行させていただきます。</p> <p>なお、本日の会議は公開で行うこととなっておりますが、本日は傍聴者がいないということでしょうか？</p>
司会	<p>その通りです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、前回の委員会で、「公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団」の申請書を各委員が書類審査し採点していただき、事務局において集計することとなっております。</p> <p>つきましては、事務局より採点の集計結果の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 採点集計結果報告)</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまお聞きいただきましたように、申請者「公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団」の採点の集計結果は、前回説明のありました判断基準の120点を超えて175.8点であります。</p> <p>つきましては、「公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団」を、川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人に選定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの声あり)</p>

委員長	<p>お諮りいたしました結果、異議なしとのことのでございました。 皆様ありがとうございます。</p> <p>つきましては、「公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団」を、川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人に選定したわけですが、この選定内容を市長に答申する必要があるがございます。</p> <p>前回の選定委員会で答申（案）の内容、書式等については、事務局において原案を作成することとなつてございましたので、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>選定委員会において、「公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団」が川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園の指定管理者候補法人として選定され、市長に答申することが決定しました。お手元の資料にある答申（案）については、前回の選定委員会で事務局において素案を作成することとなつておりましたので、ただいまから答申（案）を読みあげますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>（答申案を読みあげる）</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より答申（案）について説明がありましたが、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
司会	<p>それでは、承認をいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思ひます。事務局は答申書の準備をお願いいたします。</p> <p>それでは準備をさせていただきます。 答申書の準備ができ次第、委員長から市長へ答申書を渡していただきます。 準備ができるまでしばらくお待ちください。</p>
司会	<p>それでは準備ができましたので、これより、川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人等の選定について、選定委員会委員長より市長へ答申を行います。</p> <p>市長への答申ですが、本来であれば大塩市長が出席し答申を受け取るところでございますが、公務のため欠席しておりますので、代わりに石田部長へ答申を行っていただきます。</p> <p>（答申を受ける）</p>
司会	<p>それでは、部長からごあいさつを申しあげます。</p>
部長	<p>（部長あいさつ）</p>

司会	<p>それでは、選定委員会終了に際しまして、中川委員長にごあいさつをお願いいたします。</p>
委員長	<p>スポーツやレクリエーション関係の仕事それから文化ホールの経営は地方自治法上の法定受託事務などの自治事務です。</p> <p>自主的かつ主体的に行う一つの自由性を手に入れているわけですが、ともするとこのような施設は文化社会対応であるとかあるいは経済的にゆとりがあるからこそやるみたいな発想があって、時として邪魔扱いされる危険性があります。</p> <p>それは非常に良くないと私は思っており、スポーツ・文化芸術も福祉の対象だと思っています。だから健康な人だけが楽しめる社会を作るとは決して良くないと考えます。</p> <p>そういう意味で、体に障害がある人も所得に恵まれない人も時間に恵まれない人も家族に恵まれないで一人暮らしの人も高齢者単独世帯も、等しくスポーツや芸術に親しめる社会を作るために公共施設があると思います。</p> <p>そういう意味では、民間スポーツクラブとは全く違うということを感じて仕事してもらいたいと思います。</p> <p>やはり、仕事のレベルが高い財団のために自治事務の根拠である条例を作る必要があると思います。近隣に比べてもこの川西の文化ホールとか財団が手掛けている事業の水準は群を抜いています。決して他にひけをとるものではありませんが残念ながらバックアップする公的システムがないと思います。</p> <p>そういう意味で政治や経済の変動によって変わらないよう、また、これを守っていくためにも市民参加で条例をつくり、条例に基づき長期計画をつくる、その長期計画を守る審議会を持つ。この3点セットを用意するべきであるということを申しあげて私の挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>委員長、ありがとうございました。</p> <p>市長への答申をもちまして、当選定委員会が所掌する事務はすべて終了いたします。委員の皆様におかれましては、熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今後、12月に開催されます市議会に指定管理者の指定を議案として提出することとしております。</p> <p>委員の皆様、この度は誠にありがとうございました。</p>